

## 第16回北九州市迷惑行為防止推進協議会 議事録

■日 時 : 平成26年1月20日(月) 14:00～15:40

■場 所 : 北九州市役所15階 特別会議室B

■出席委員 : 6名(敬称略)

会長 : 大坪

委員 : 太田、加藤、永田、樋口、福丸

欠席者4名(豊川、甲斐、後藤、前田)

■全体進行 : 安全・安心都市整備課長

■内 容 :

### 1 開 会

(1) 委員、出席者紹介

### 2 議 事

(1) 前回協議会での委員からの提案事項

- ・市政モニターアンケート結果をふまえた20～40歳代への広報
- ・モラル・マナー啓発用DVDの活用推進
- ・ボランティア団体への表彰制度の検討

(2) 14の迷惑行為の平成24年度取り組み報告

(3) 平成25年度実施事業について

(4) 平成25年度市民意識調査の結果報告

質疑応答及び意見交換の内容は以下、審議記録のとおり

### 3 事務連絡

### 4 閉 会

## 審議記録（要旨）

### 質疑応答

#### モラル・マナー啓発用DVDの活用推進について

##### 【委員意見】

○モラル・マナー啓発用のDVDが市民センターに置いてあるので、こども講座等にいいと思う。親子で見る啓発の仕方の方が、より一層、親も子どもも、こういうことはいけないという話に引き込んでいけると思う。

【事務局】DVDは2年前に配布しており、市民センターの館長が変わった所もあるため、再度、館長宛に活用の依頼文書を送付したい。子ども教育学級での活用もあるため、新年度前の3月までに送付したいと思う。

### 意見交換

#### 1 勝山子ども公園での吸殻のポイ捨てについて

##### 【委員意見】

○勝山子ども公園の前（法務局との間の道）で、親が子どもの迎えや、車内から子どもを見るために駐停車している車があって、たばこのごみが多い。おそらく、親が子どもを見ながら吸っているのだと思うが、きちんと迷惑行為防止の看板が設置されているにも関わらず喫煙しているので、子どもの教育に良くない。

【事務局】防止のために何か出来るのか、対策について事務局で確認したい。

#### 2 落書きについて

##### 【委員質問】

○落書きの消去件数は減っているが、落書きの状況は減っているのか。電車に乗っていて落書きをよく見る。  
また、溶剤等の提供件数が減っているが、実際消した件数は上がっているのか。

【事務局】落書きの状況については、3年程前に、研究事業で落書き消しを集中的に行ったため、目立った所の落書きは消している。ただし、民間の駐車場やJRの軌道敷内であると、なかなか実施出来ず、JRの窓からは落書きがまだ残っているのが見かけられるのだと思われる。また、溶剤等の提供件数と実際消した件数については、商店街等の小さな落書きについても溶剤の提供を行っており、周知・広報も行っている。以前配った溶剤がまだ残っていて、提供の件数自体は少ないのではないかと思う。

【事務局】 2年前に小学校で、落書きの上から小学生が絵を描いて、その上に落書きされても簡単に消せる加工をしたことがある。

落書きをされにくくなるし、高架下であれば、絵と併せて照明を増やしていくと安心感が増すと思う。

機会があれば、小中学生に絵を描いてもらおうとよいと思う。

【委員意見】

○韓国のある地域では、競って自分の家の塀などに絵を描いていて、観光化している。

北九州市でも、まちづくりやにぎわいと連携して、地域で、学校の子どもたちが塀をキャンパスに見立ててコンクールのようにするといいのではないか。

また、駐車場の落書きは、個人の所有物であるため、その人たちを巻き込まないとなかなか減らないと思う。

【会 長】 空きスペースや私有地の落書き対策については、ご提案を預かり、他都市の状況等を踏まえて、次回に提案し、新しい取り組みとして検討していきたい。

### 3 屋外広告物について

【委員質問】

○屋外広告物の「貼り紙」と「貼り札」の違いと、どういう所に貼っているのか教えてほしい。

【事務局】 貼り紙は、紙をそのまま貼ったもので、貼り札は、紙をベニヤ板等に付けた形のものである。実際、本来取り付けてはいけない電柱や街路樹にポスター等を貼っているケースが多い。定期的にシルバー人材センターに撤去を依頼しており、年間で15万枚位である。

【事務局】 最近少し景気が回復して、不動産関係の看板が多く、信号柱にも貼っている。結び方が悪いと強風で飛ぶなどの問題が起きているので、具体的な場所等を教えていただくとありがたい。

【委員質問】

○マンションが建つと、その道路沿いに幾つも大きな立て看板があるが、許可制なのか、勝手に設置しているのか分からない。許可制であれば枚数の制限や指導が可能と思う。

○行政としては、どこまで自主的に除去できるのか。

【事務局】 屋外広告物は許可制である。電柱や街路樹、信号柱は禁止物件であるが、実態としてそれらに付けており、いたちごっこになっている。簡易除却制度では、貼り紙、貼り札、除却が簡単なものについて、即時除却出来るようになってきている。しかし、立て看板になると財産的価値の問題もあり、努力期間の設定、警告等を経て撤去することになる。

付けた人にとってもらうのが大原則であるが、そのまま放置すると、都市景観、美観上良くないため、即時除却している。

## 4 モラル・マナーアップ標語について

### 【委員意見】

- 小学6年生が書いた標語を子どもの館で長期間掲示しているとのことであるが、この素晴らしい標語がもっと皆さんの目に留まる所で、口に出せるところまで及ぶとよい。
- 市役所前の市の広告塔に、通常は催し物がよく入っているが、標語を入れてみるのも一つの手ではないか。小さなものではなく、人の度肝を抜くようなことを1回でもやるといいと思う。

【事務局】 予算の問題はあるが、子どもたちがモラル・マナーについて真剣に考えて応募していただいた標語を多くの方に知っていただくことは大事なことであり、良いご提案をいただいたので、広報について幅広く検討したい。

### 【委員意見】

- 市政だより等に、ページを割くのではなく、余白に毎号1個ずつなど継続的に掲載すると市民の目に付くのではないか。市の配布物はたくさんあるので、上手く載せてお金をかけずにやってみようか。

## 5 ボランティア団体への表彰制度

### 【委員意見】

- ごみの問題については地域の力が一番だと思うので、地域活動の支援を地域にどんどん啓発して行って、啓発物品に加えて、修了書のような簡単なものを交付してはどうか。モラル・マナーアップに貢献したことを自覚することで、ごみのポイ捨てはできないと分かってくると思う。

【事務局】 過料適用については今年度で5年目を迎え、一つの節目とっており、来年度からは地域支援事業や市民団体、地域のボランティア活動の裾野をどう広げていくのかということに重点を置きながら進めていきたいと考えている。

## 6 迷惑行為への対応にかかるコスト

【事務局】 迷惑行為について、区役所には「犬のふんを取りに来い。」「空き地にごみが捨てられているので取りに来い。」など様々な苦情が入ってくる。その対応にいったい幾らのコストがかかっているか、市民はほとんど知らない。犬のふん1つにしても業者に頼むと20,000円かかる。公園に捨てられたごみは50,000円かかる。このコストがなければ、公園に花壇を作ったり、通学路にグリーンゾーンを増設できる。これらの

コストを全く認識されないまま、「たばこを吸っていきなり1,000円取られたら高い。」と言われるので、迷惑行為を行うことでかかるコストについて何らかの形で知ってもらうことが必要だと思う。

**【委員意見】**

- マナー違反の対応で掛かる経費について、パンフレットにはっきり書いた方がいいと思う。
- 犬のふんや散乱ごみを取りに行くことにお金がかかるということ、税金を使っているということを考えると、それを見つけた人も、自分がちょっと片付けようという気持ちになるのではないか。それが全体に広がれば、ふんもごみも無い、もし落ちていれば率先して片付けるようになると思う。

**【会長】**それぞれ出来ることからやっていただくことが大事だと思う。同じような取り組みを市民の皆様に強制すると上手くいかなくなると思うので、そこは配慮しながら、どういう形で情報や対策を伝えていくかを、来年度の委員の意見を聞きながら取り組んでいきたい。

## **7 自転車の危険運転**

**【委員質問】**

- 自転車で携帯を使っている人への取り締まりはどのような形で行っているのか。また、自転車道を作っているが、ほとんどの人が歩道を走っている。

**【福岡県警察】**片手運転は道路交通法違反に該当し、違反者に対して警告をしている。自転車のモラルは県警全体でも大きな問題と捉えており、取り締まりを強化している。今後も警告や啓発活動などを推進していく。また、自転車の歩道通行については、レーンがあって通行が認められている歩道や、レーンがなくても自転車通行可と標識で認められている歩道があるが、それ以外は原則歩道の通行禁止であるため、違反となる。自転車は原則、車道を左側通行であることを皆さんに知ってもらう必要がある。

**【委員質問】**

- 自転車で違反している人のほとんどは未成年者だが、警察はどのように対処していくのか。

**【福岡県警察】**高校、中学、小学校の交通安全教室で、警察官が自転車の違反について講話している。

**【会長】**自転車関係の取り扱いについては、新しい迷惑行為として取り上げるかどうかは別として、議論しなければならないと思われるため、また取り上げていきたい。